

砂川市条例第22号
令和6年6月18日

砂川市まちなか交流施設条例をここに公布する。

砂川市長 飯澤明彦

(別 紙)

砂川市まちなか交流施設条例

(設置)

第1条 まちなかの魅力を高め、にぎわいを創出する場所を提供し、中心市街地の活性化に寄与するため、砂川市まちなか交流施設（以下「交流施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 砂川市まちなか交流施設

位置 砂川市西1条北2丁目1番20号

(施設)

第3条 交流施設には、次に掲げる施設を設ける。

- (1) フリースペース
- (2) 多目的室
- (3) 軽食提供スペース
- (4) 自動販売機スペース
- (5) 屋外広場
- (6) 駐車場

(管理)

第4条 市長は、交流施設の管理及び運営に関する業務を、市内に事務所又は活動の拠点を有する団体を指定して、当該団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定申請)

第5条 前条の規定による指定を受けようとする団体は、必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(選定方法)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、業務遂行能力等を勘案し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

2 市長は、交流施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると認めるときは、前条に規定する申請によることなく、指定管理者の候補となる団体を選定することができる。

(指定)

第7条 市長は、前条の団体を選定したときは、議会の議決を経て当該団体を指定管理者に指

定する。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第8条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 交流施設の使用の許可及び交流施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関する業務
- (2) 交流施設の維持及び管理運営に関する業務
- (3) 交流施設の利用促進に関する業務
- (4) 交流施設の使用状況の統計等に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(開館時間)

第9条 交流施設の開館時間は、午前8時30分から午後7時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、第11条第1項に規定する使用の許可を受けようとする者が前項の開館時間の終了時間を超えて交流施設を使用しようとするときは、開館時間を午後9時まで延長することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、交流施設の管理運営上必要と認めるときは、臨時に同項に定める開館時間を変更することができる。

(休館日)

第10条 交流施設の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、交流施設の管理運営上必要と認めるときは、市長の承認を得て臨時に開館又は休館することができる。

(使用の許可)

第11条 第3条各号に掲げる施設を占用して使用しようとする者は、この条例に基づく規則（以下「規則」という。）で定めるところによりあらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、交流施設の管理運営上必要と認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(特別設備等の許可)

第12条 前条の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、交流施設の使用に当たって、特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、規則に定めるところによりあらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金の収受)

第13条 使用者は、別表に定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の利用料金を当該指定管理者の収入として使用者から収受することができる。
- 3 使用者は、利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、規則に定めるところにより、前条の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第15条 既納の利用料金は還付しない。ただし、規則に定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(個人情報の保護)

第16条 指定管理者及びその業務に従事している者又は従事していた者は、業務に関し知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(目的外使用等の禁止)

第17条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に使用し、その一部若しくは全部を転貸し、又は権利を他に譲渡してはならない。

(使用許可の取消し等)

第18条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を受けようとする者又は使用者（以下「使用者等」という。）に対し、使用の許可を拒み、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させ、若しくは使用を制限することができる。

- (1) 使用者等が公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認める場合
- (2) 使用者等が他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認める場合
- (3) 使用者等が交流施設の施設、設備等を損傷し、又はそのおそれがあると認める場合
- (4) 使用者等がこの条例若しくは規則又は第11条第2項の規定による許可の条件に違反した場合
- (5) 公益上やむを得ない事由が生じた場合
- (6) その他交流施設の管理運営上支障があると認める場合

(入場の制限)

第19条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認める者
- (2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認める者

(3) 管理上必要な指示に従わない者

(原状回復)

第20条 使用者は、その使用を終了し、又は使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者は、前項の義務を履行しないとき又は履行が不完全であるときは、原状回復に要する経費を負担しなければならない。

(協定)

第21条 市長は、交流施設の管理及び運営に関する業務の細目について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(損害賠償)

第22条 使用者は、その責めに帰すべき事由により交流施設の施設、設備等を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第13条関係）

（単位：円）

区分	単位	利用料金	
		市内の個人、団体等	市外の個人、団体等
フリースペース	使用面積10㎡につき1時間	50	100
	1時間（全面使用）	1,000	2,000
多目的室	1時間	600	1,200
軽食提供スペース	1月	18,000	
自動販売機スペース	1台につき1月	1,650	
屋外広場	使用面積10㎡につき1時間	40	80
	1時間（全面使用）	1,000	2,000
	移動販売車1台につき1日	600	1,200
駐車場	1時間（全面使用）	2,600	5,200
	1区画につき1月（定期使用）	7,000	
電源コンセント	1口につき1日	100	

備考

- 1 利用料金は、占有使用による利用料金とする。
- 2 フリースペース、屋外広場について、使用面積に10㎡未満の端数が生じた場合は、これを10㎡とみなす。
- 3 フリースペース、多目的室、屋外広場、駐車場について、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とみなす。
- 4 軽食提供スペースにおいて電気及び水道を使用した場合は、その実費相当額を徴収する。
- 5 自動販売機スペースにおいて電気を使用した場合は、その実費相当額を徴収する。
- 6 移動販売車とは、商品を販売するための設備を備え付けた車両をいう。
- 7 軽食提供スペース、自動販売機スペース、駐車場について、月の途中で使用を開始し、又は終了した場合の利用料金は、日割計算によるものとする。
- 8 駐車場の定期使用とは、1月を単位として駐車場の区画を使用することをいい、当該駐車場を使用できるのは市内に事業所（本社、支店等）を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者に限る。
- 9 電源コンセントの利用料金は、屋外広場又は駐車場のこれを使用する場合に限り徴収する。
- 10 利用料金の合計額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。